

平成27年度知的障害関係施設長会議

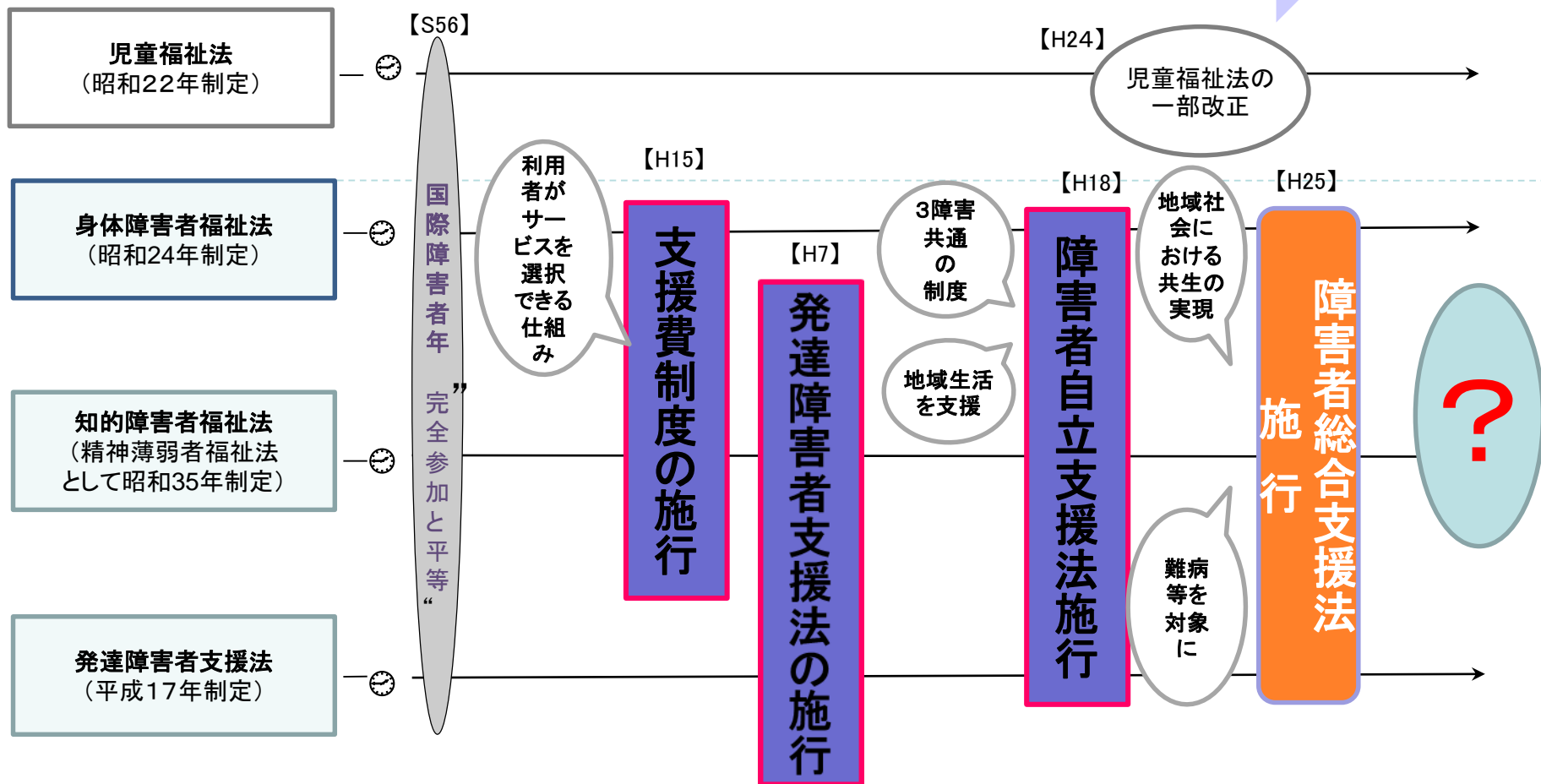
中・長期的視点から見る障害 児支援の在り方

上智大学 総合人間科学部

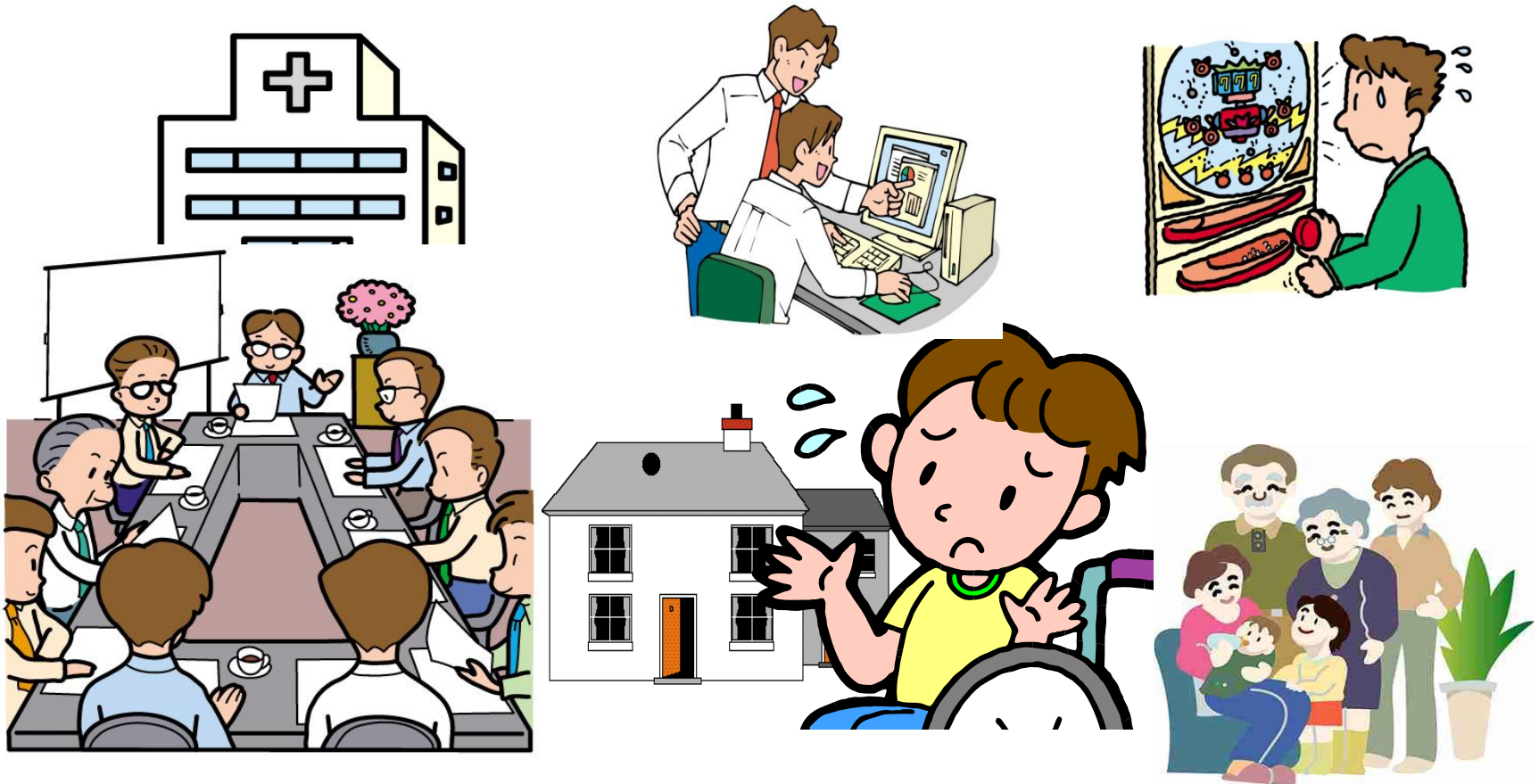
社会福祉学科 大塚 晃

障害児福祉施策の歴史

ノーマライゼーション理念の実現



地域生活支援モデル (多職種によるチームアプローチ)



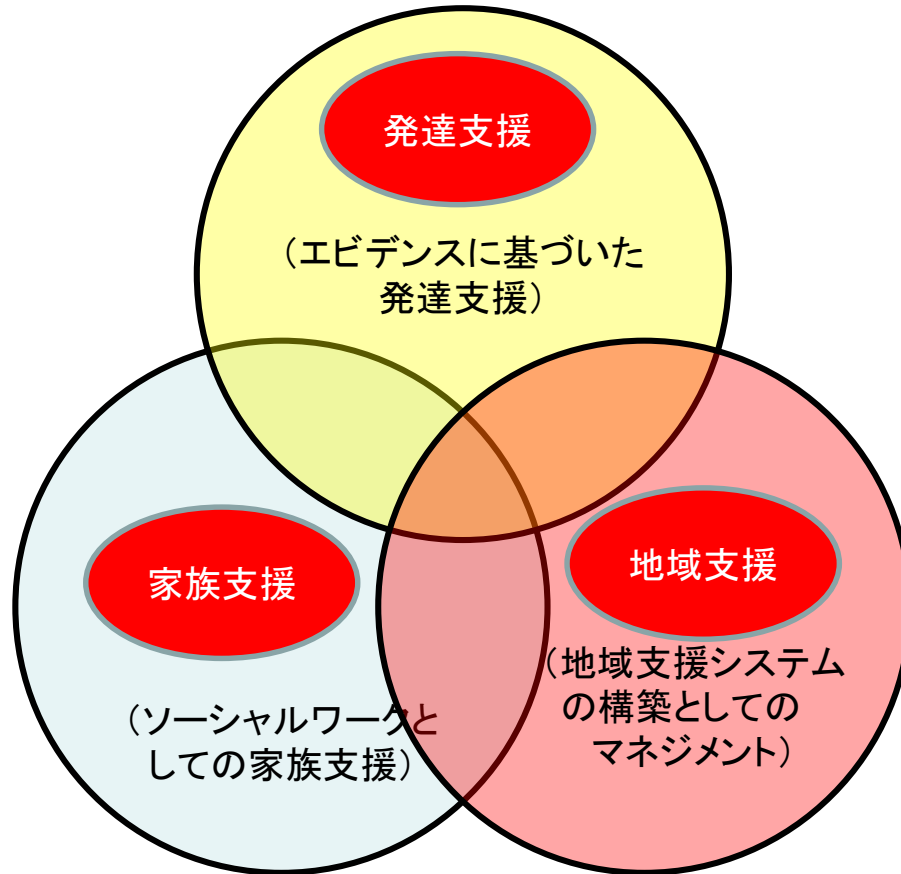
障害児て誰のこと？

エンパワメント



アドボカシー

障害児支援の3つの要素



発達支援(療育)を再考する？



石井亮一先生



高木憲次先生

障害児の専門機関による支援のイメージ

保健センター

保育所
幼稚園

学校

放課後児童クラブ
放課後子ども教室

専門機関が
出向いていく
ことにより、
敷居が低い
ところで
支援を受け
ることができる。

専門機関が
出向いていく
ことにより、
一般施策に
おける受け
入れを促進
する。
並行通園
する児童を
増やしていく。

支援(バックアップ)?

児童発達支援センター

放課後等デイサービス

(障害児の入所支援)

就労・地域における自立

個別の支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—

- ・一人一人の教育的ニーズを把握
- ・関係者・機関の連携による適切な支援を効果的に実施

福祉、医療、労働等関係機関

企業

大学

卒業後

保護者

特別支援学校(仮称)

NPO

高校



特別支援学校(仮称)

中学校



大学

就学中

保護者

小学校

福祉、医療等関係機関

福祉、医療、労働等関係機関

個別の教育支援計画の作成、実施、評価
(「Plan-Do-See」のプロセス)が重要

幼稚園

就学前

保育所



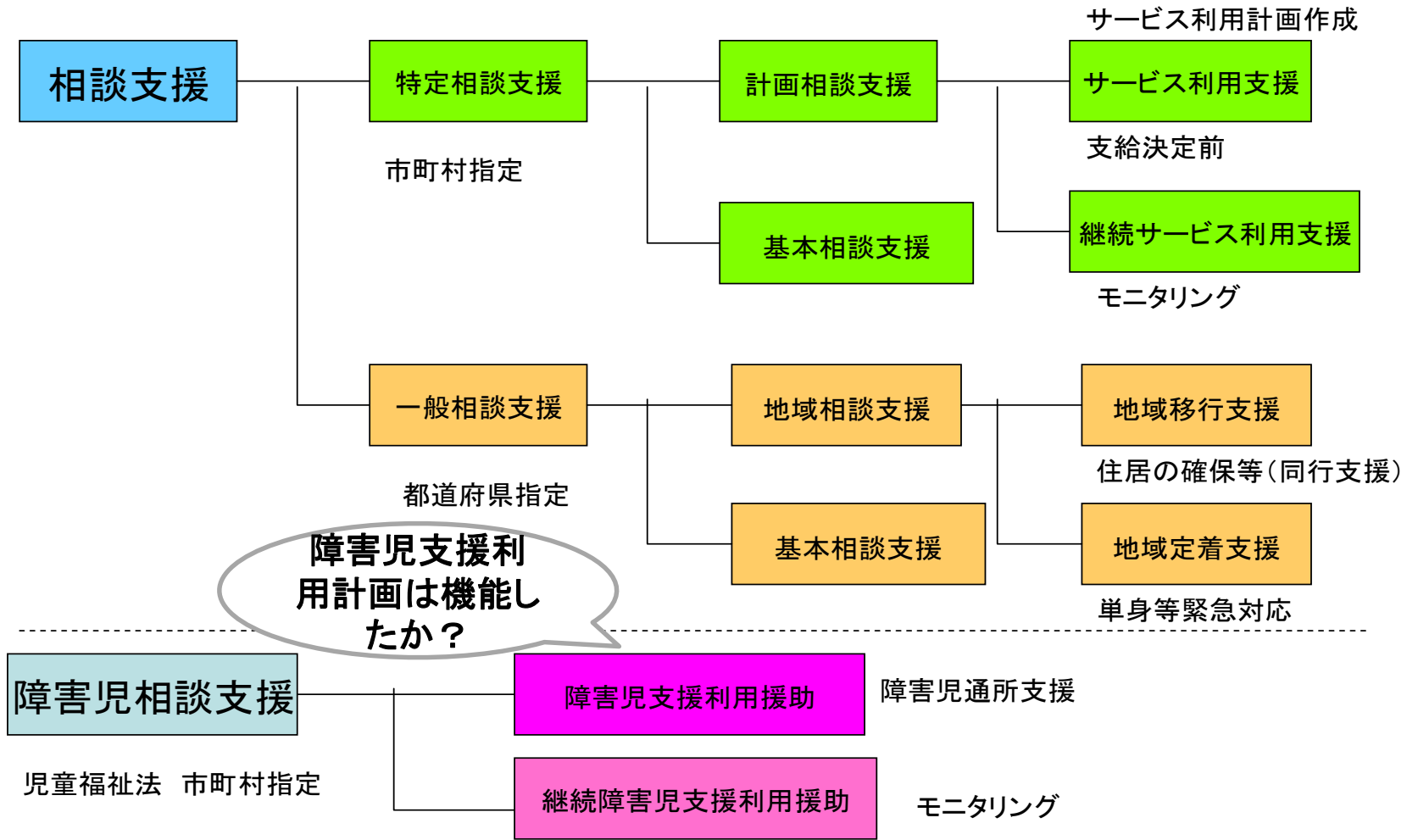
保護者

NPO

特別支援学校(仮称)

個別の教育支援計画

自立支援法改正後の相談支援体制図



※自立支援法のサービスは自立支援法の相談支援

地域における相談支援のイメージ

発達障害者支援センター(都道府県)

児童相談所(都道府県)

障害児等療育支援事業
(都道府県・圏域ごと)

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

専門機関

(通園施設
・ 児童デイ等)

地域への新たな支援

療育支援

{ 専門職が保育所等へ巡回し、本人(及び親、保育士等)を支援 }

一般の相談支援

{ 保育所等への巡回や、センターで、グレーゾーンを含む相談に対応 }

個別の相談支援

{ 個別の支援計画づくりや、支援会議のコーディネートを行う }

支援
連携

障害者相談支援事業
(市区町村ごと)

全ての利用者について計画相談支援等が行われる ことを原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日)(障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会)により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月26日)においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】 * 記載事項を整理すると、次のとおりである

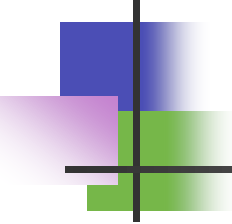
H26.2.27事務連絡(抜粋)

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

- 各市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと¹⁾



ナラティブ・アプローチの可能性

利用者の語る「物語」を通して援助を行なうもので、援助者は、利用者の中に現実として存在し、支配している「物語」（ドミナントストーリー）を、利用者とともに共同して見い出していく作業を行うものである。その結果、利用者は、新たな意味の世界（オルタナティブストーリー）を創り出すことにより、困難な状況から新たなポジションを見いだしていく可能性が生まれる。

基本相談と計画相談

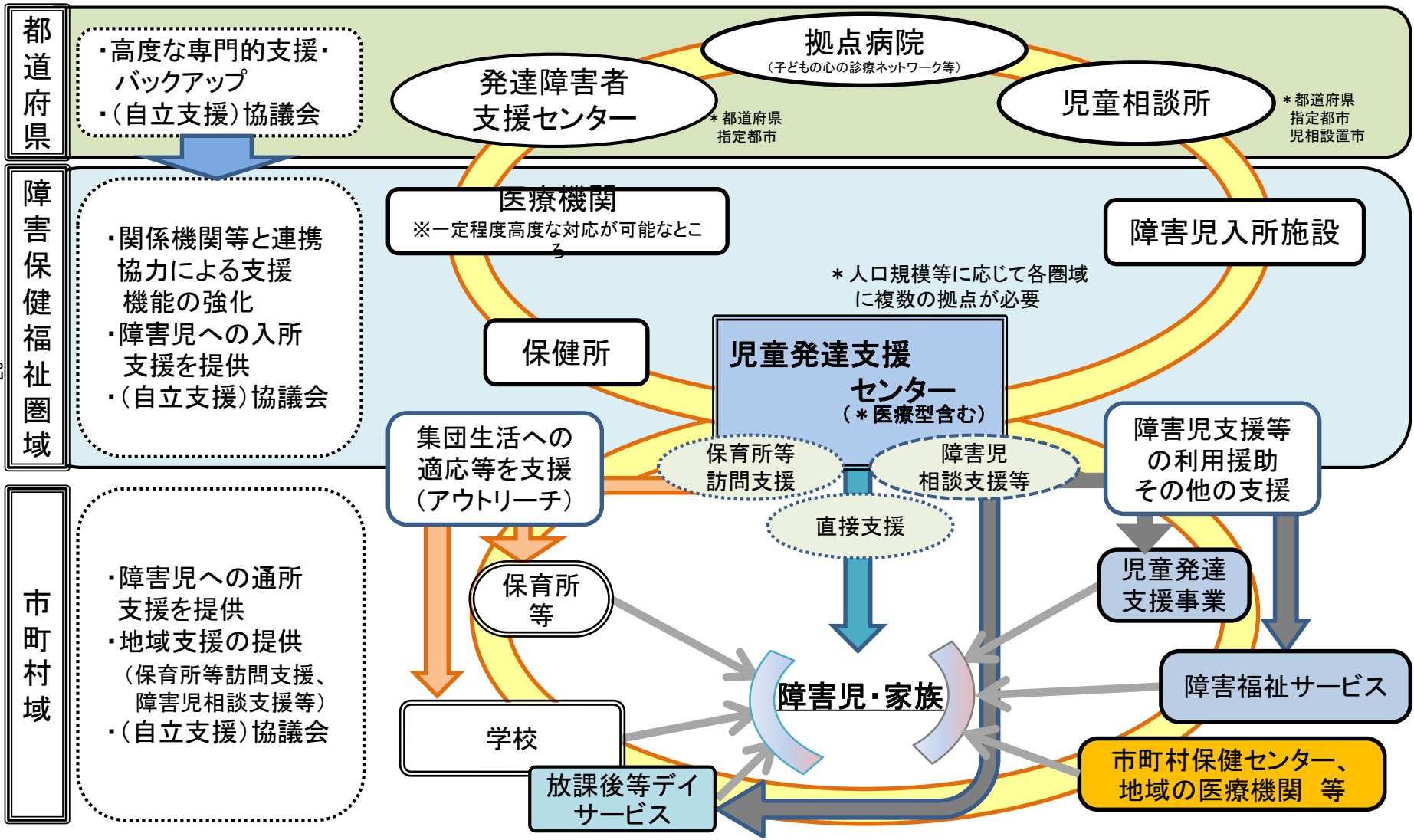
基本相談(SW?)

計画相談(CM?)



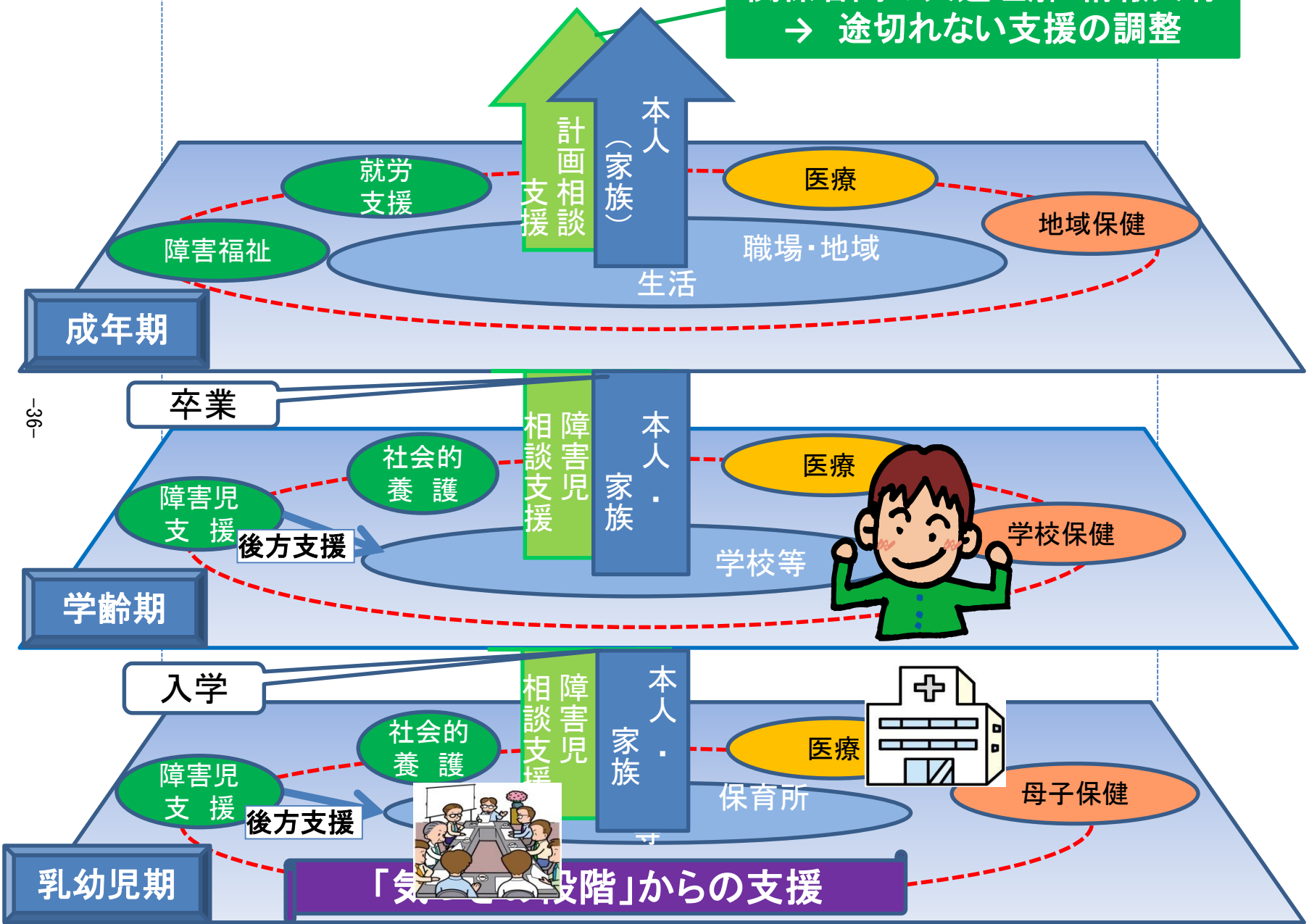
障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。

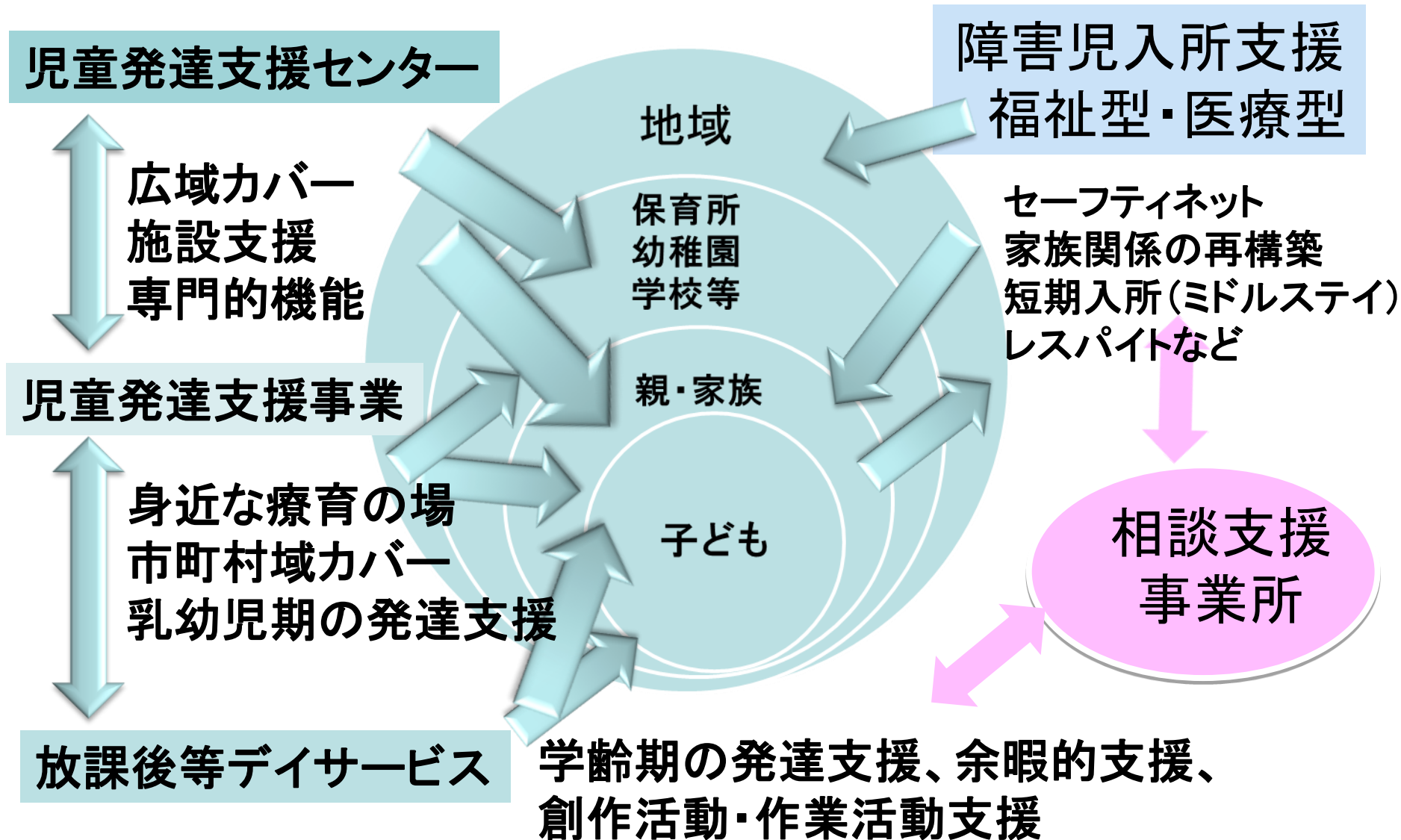


地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



地域の支援拠点としての機能(嘉ノ海)



湖南省発達支援室
発達支援ネットワーク KIDS

発達支援関係課 課長・担当者会議

健康政策課

子育て支援課

学校教育課

社会福祉課

商工観光課

母子サービス
調整会議

湖南省
専門家チーム会議

湖南省障がい者
就労支援検討会

巡回相談員連絡会

保育園・幼稚園
コーディネーター会議

小・中学校
特別支援教育
コーディネーター会議

就労支援協議会

保育園・幼稚園 園内委員会

小学校・中学校 校内委員会

甲賀地域サービス
調整会議

ライフステージに応じた相談支援

早期発見・早期対応

乳幼児期

小学校

中学校

高校

就労
日中活動

個別の教育支援計画

教育・福祉の連携 だれがやる？

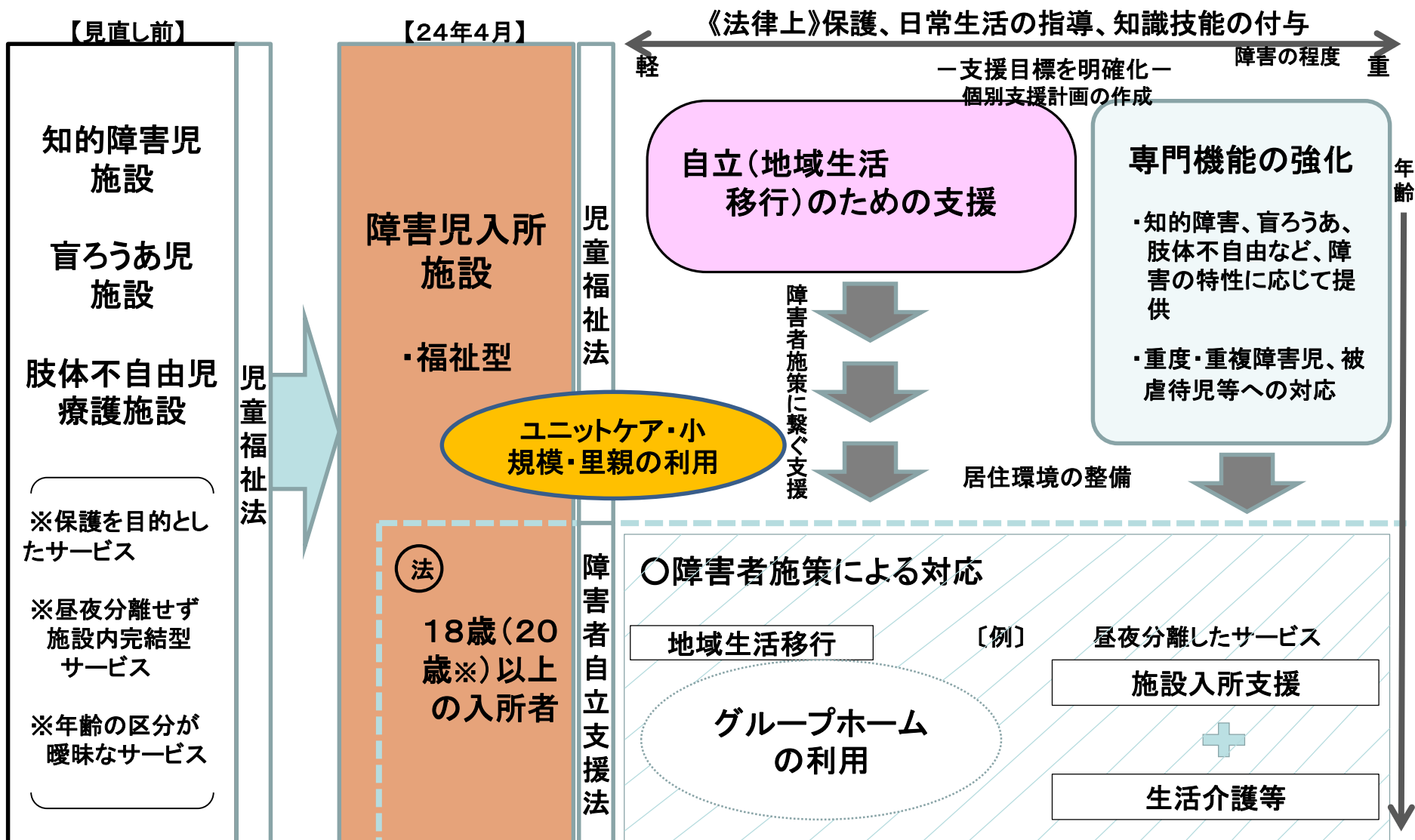
個別支援計画の作成・支援会議の開催・モニタリングの
実施

※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等)が中心となり作成するもの。

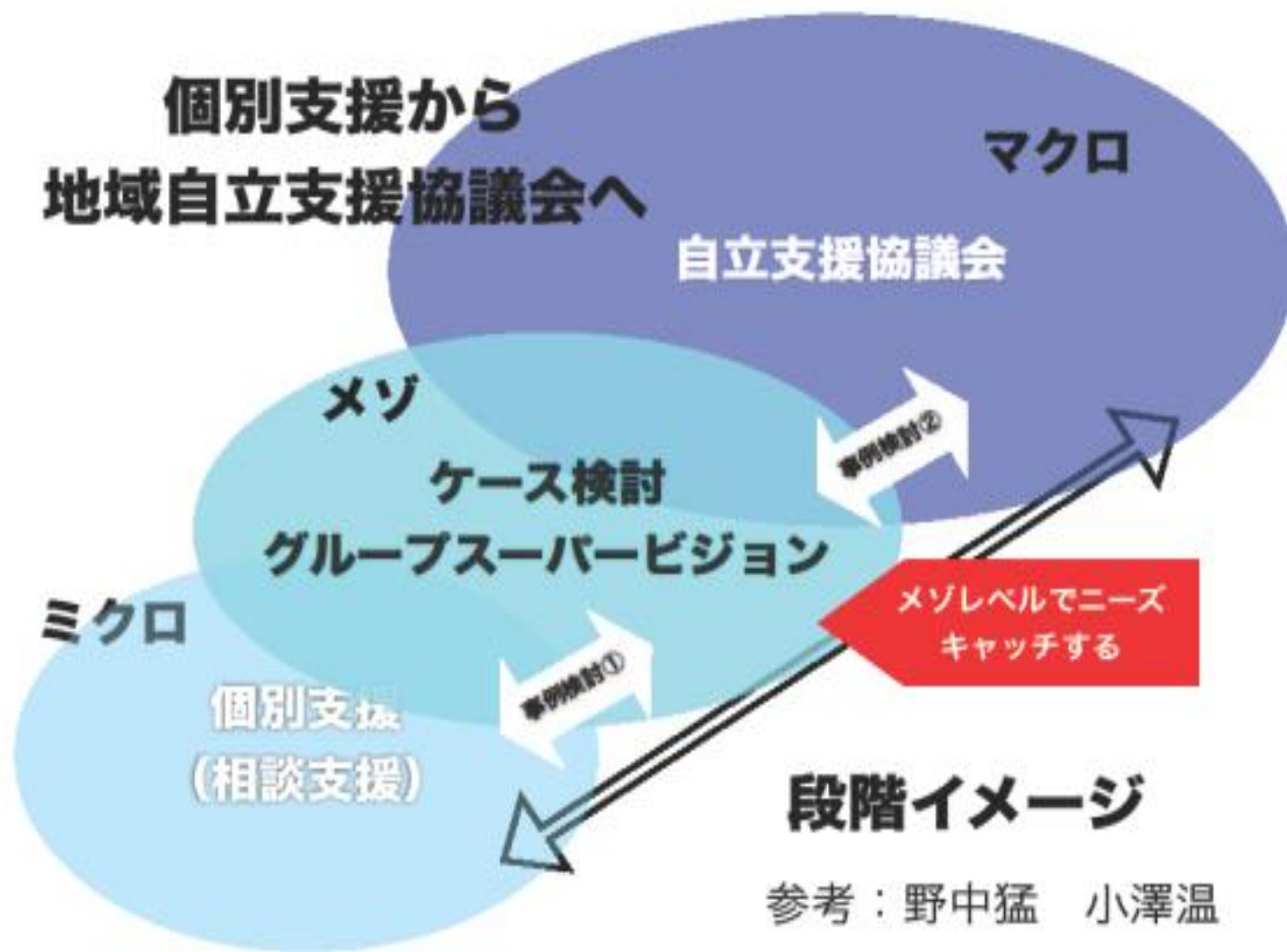
福祉型障害児入所施設について

福祉型障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するなど、支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(※) 支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

個別支援から
地域自立支援協議会へ



段階イメージ

参考：野中猛 小澤温

障害者権利条約で何が変わる

障害者の権利及び
尊厳を保護・促進す
るための包括的・総
合的な国際条約。

日本は、2007年9
月に署名、2014年
1月に批准。2月に
発効。



合理的配慮

権利条約においては、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」(第2条)と定義している。

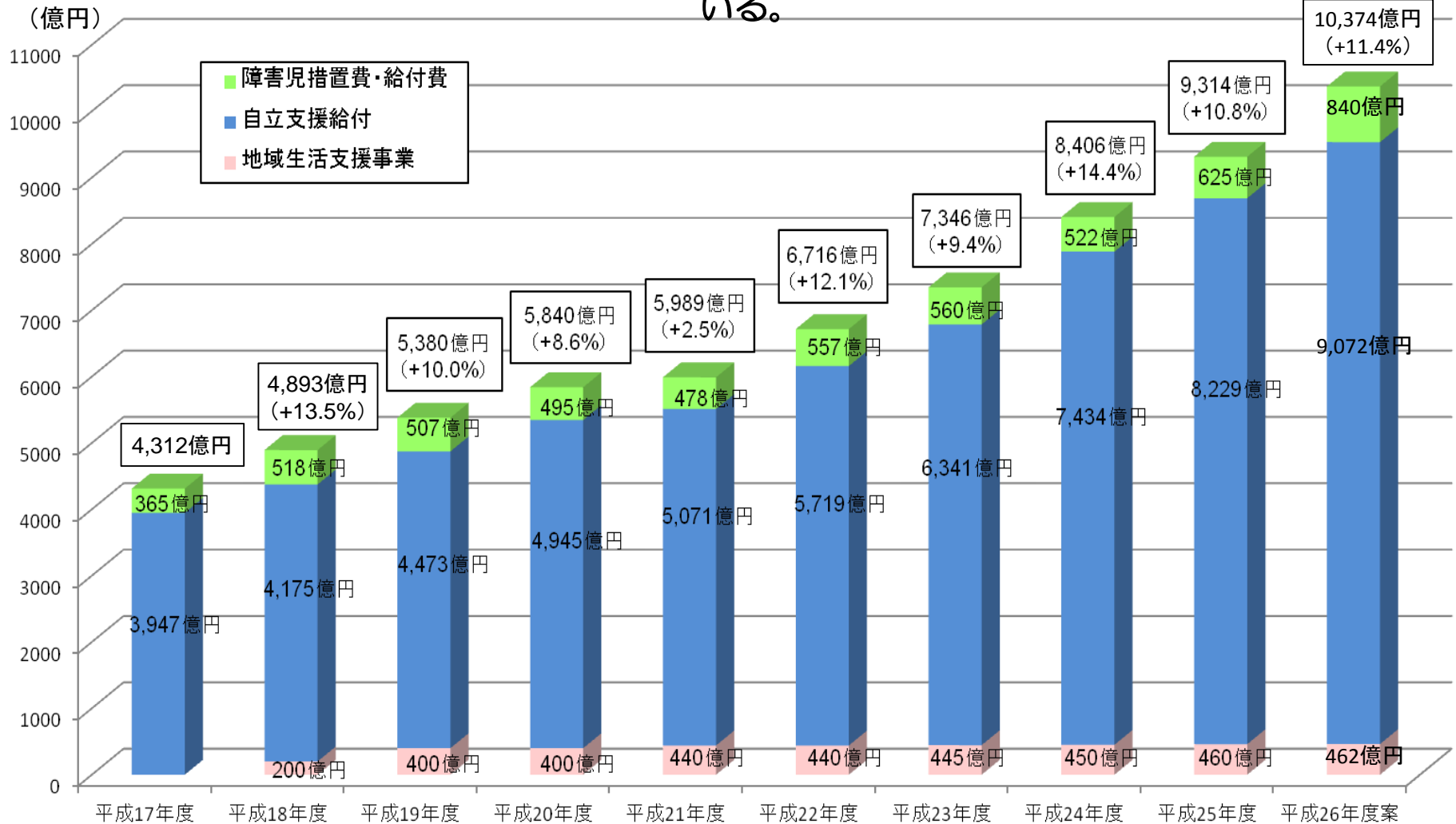
合理的配慮等環境整備ワーキンググループにおける検討(文部科学省)

- 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」
- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点をつままえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。個別の指導計画にも活用されることが望ましい。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関により、その解決を図ることが望ましい。

今後の障害児支援について

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

障害福祉サービスのあり方等に関する 論点整理のためのWG報告

- I 常時介護を要する障害者等に対する支援について
- II 障害者等の移動の支援について
- III 障害者の就労支援について
- IV 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について
- V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
- VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について
- VII 精神障害者に対する支援の在り方について
- VIII 高齢の障害者に対する支援の在り方について
- IX 障害児支援について**
 - 家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。
 - 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。
- X その他の障害福祉サービスの在り方等について

持続可能な制度とは？

- 本人中心の支援
- エビデンス・ベースの支援
- 効率性が高い支援
- 費用対効果が高い支援

このような支援こそ持続可能な制度と
言えないだろうか？

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。(法は、「生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。」)

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
※障害児の定義は児童発達支援と同じ
(引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる。)

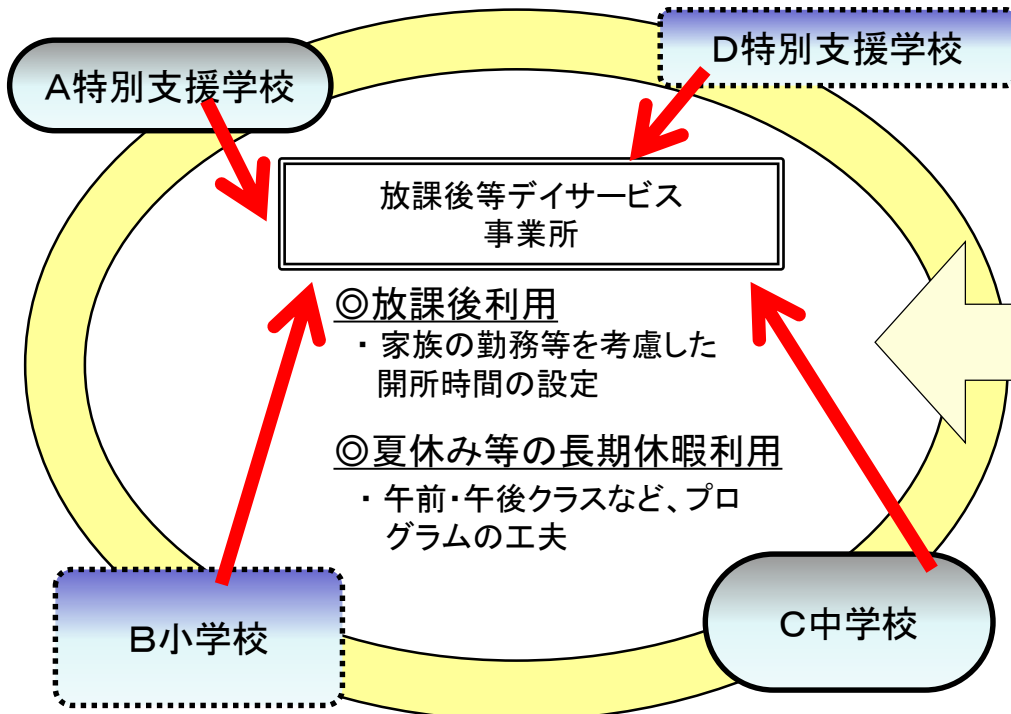
○ 定員

10人以上
※児童デイからの移行を考慮

○ 提供するサービス

学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ・ 学校との連携・協働による支援
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)



放課後等デイサービスガイドライン概要1

(平成27年4月1日、厚生労働省)

1. ガイドラインの趣旨

- サービス提供の望ましい方向の提示
- 質の高いサービスの提供
- 個々の児童の合理的配慮に基づく最善の利益の確保

2. 放課後等デイサービスの目的

- 生活能力の向上のため必要な訓練や社会との交流の促進等
- 児童への発達支援等を通じた自立に向けた支援
- 個々の児童にとって放課後等に真に必要な福祉サービスの提供

3. 放課後等デイサービスの対象者

- 放課後等に福祉サービスが真に必要な障害のある児童
(障害児利用支援計画(案)による支援の必要性の判断)

放課後等デイサービスガイドラインの概要2

4. 放課後等デイサービスが提供すべき支援

- 支援の考え方(原則)
- 支援の方法(個別支援計画による支援)
- 支援の内容—**一義的**:児童に対する発達支援具体的には、
①身辺自立、②運動、③認知、④言語・コミュニケーション、
⑤社会性等の 向上のための支援、**付带的**:家族支援、地域支援

5. 放課後等デイサービスと地域連携

- 学校等との連携, 医療機関等との連携,相談支援・自立支援協議会との連携,その他の地域資源との連携

6. 放課後等デイサービスの運営・管理、リスク管理(安全対策と緊急時の対応)、職員の研修等

7. その他

- 虐待の防止を含めた権利擁護

おわりに

子どもの将来を考えると
悩みこともあります
しかし、常に希望をもって
希望は、他者と一緒に
行為するすることにより、
すること。実現すべき何かを
望むこと

『希望のつくり方』 玄田有史

